

宮崎県木材利用促進条例案要綱に対する意見募集結果について

このことについて、令和2年12月14日から令和3年1月13日までの間、県及び県議会ホームページなどを通じて、県民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、1名の方から1件の御意見をいただきました。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただきました御意見の要旨及び御意見に対する考え方につきましては、次表のとおりです。

該当箇所	御意見の内容	考え方
第9基本方針	県産木材の利用促進を図るにあたって木材利用の促進だけでなく副産物として排出されるバークの処理負担軽減は施策の両輪として必要と考える。特に土場に並べられている原木から発生する土場バークは再利用促進が進まず、産廃処理を県外業者に委託する等その負担が大きい。また、排出される土場バークを堆積するエリアが原木のストックヤードのエリアを侵すなど生産性向上を阻害する一因となっている。以上の事より、木材利用促進の条例策定にあたって素材生産環境の直接的要因の改善のみならず、間接的要因である副産物の処理促進も条項に盛り込むべきだと考える。	木材を利用するに当たり、産出されるバークその他林地残材の処理負担軽減を図るとともに、有効利用することは大変重要であると考えております。「第9」では、基本方針に定めるべき事項として、(3)にその他県産木材の利用の促進に関し必要な事項を挙げており、御指摘の副産物処理の促進に係る事項は、ここに含まれるものと考えます。